

■改正国民投票法案 附則

(検討)

第四条 国は、この法律の施行後三年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

一 投票人の投票に係る環境を整備するための次に掲げる事項その他必要な事項

イ 天災等の場合において迅速かつ安全な国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（次号イにおいて「国民投票法」という。）第一条に規定する国民投票をいう。同号において同じ。）の開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備

ロ 投票立会人の選任の要件の緩和

二 国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項

イ 国民投票運動等（国民投票法第百条の二に規定する国民投票運動又は国民投票法第十四条第一項第一号に規定する憲法改正案に対する賛成若しくは反対の意見の表明をいう。ロにおいて同じ。）のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限

ロ 国民投票運動等の資金に係る規制

ハ 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策

■198-衆-憲法審査会-2号 令和元年5月9日

○枝野委員（略） こうした御発言を受けて、量的な規制をされるということを前提にして、そこまでしっかりと自主規制していただけるならば法規制はしなくてもいいだろうというのが当時の立法者の私の明確な意思でございますので、これが当時の個人の意見であって、そうではない結論だけれどもごめんなさいと言われちゃいますと、今の法律自体が欠陥法だと言わざるを得なくなるのですが、（略）

○枝野委員（略） 結論的にやりますという言い方を当時の山田さんは言っておりますので、我々としては、量的なバランスをとる自主規制がなされるものだという前提で受けとめました。

それが私どもの勝手な解釈だったというのであるならば、それは我々の間違いだということになります。が、ということになると、我々の前提にしていたものが違いますので、現行法は欠陥法だということにならざるを得ない。したがって、現行法のまま、国民投票は施行できないということになります。

もちろん、これは自主規制ですので、だからやりなさいということは申し上げません。法律の方を、当時の民放連の御発言が真意と違っていたという受けとめをした中で法律がつくられたということで、もう一度当時に戻って議論をし直さなければならないというふうに思っています。

○枝野委員 法が欠陥だと当時の立法当事者の片方が言っているんですから、このままではこの国民投票法は使えませんので、早急に幹事会で御議論をいただかなければならないというふうに思っています。

平成二十六年六月十一日

参議院憲法審査会

一、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、主権者たる国民がその意思に基づき憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的な人権を保障するという日本国憲法を始めとする近代憲法の基本となる考え方である立憲主義に基づいて、徹底的に審議を尽くすこと。

二、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、日本国憲法の定める国民主権、基本的人権の尊重及び恒久平和主義の基本原則に基づいて、徹底的に審議を尽くすこと。

三、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、日本国憲法の定める憲法の最高法規性並びに国民主権及び間接民主制の趣旨にのっとり、立法措置によつて可能とすることができるかどうかについて、徹底的に審議を尽くすこと。

四、本法律の施行に当たり、政府にあつては、憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法

の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されたものであつて、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に当該解釈を変更することができるという性質のものではなく、仮に政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをすれば、政府の解釈については憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねず、このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものであると政府自身も憲法の解釈の変更に関する審議で明らかにしているところであり、それを十分に踏まえること。

五、本法律の施行に当たり、政府においては、前項に基づき、解釈に当たっては、立憲主義及び国民主権の原理に基づき、憲法規範そのものに対する国民の信頼を保持し、かつ、日本国憲法を国の最高法規とする法秩序の維持のために、取り組むこと。

六、本法律の施行に当たっては、憲法の最高法規性及び国民代表機関たる国会の国権の最高機関としての地位に鑑み、政府にあつては、憲法の解釈を変更しようとするときは、当該解釈の変更の案及び第四項における政府の憲法解釈の考え方に係る原則への適合性について、国会での審議を十分に踏まえること。

(以下略)

出典：参議院憲法審査会「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成26年6月11日）より小西洋之事務所作成
令和3年6月9日 参議院憲法審査会 立憲民主・社民 小西洋之

船員等が不在者投票・洋上投票ができないケースの基本パターン

- ・ 事前に投票用紙（不在者投票）・投票送信用紙（洋上投票）を得ておくことが必要。→国民投票の期日の告示（発議した日から起算して60日以後180日以内）前は不可能。
- ・ 投票用紙・投票送信用紙の取得等には投票人名簿登録証明書が必要。
- ・ 投票人名簿登録証明書は、投票人名簿の基準日（投票日前50日）以後にしか取得できないが、洋上投票の場合は選挙人名簿登録証明書で代用できる。

出航時 投票方式	期日告示前	期日告示～登録基 準日の前日	登録基準日以後
船舶における不在者投票（封筒に入れて提出する方式） ※自衛隊はこの方式	×	×	○
洋上投票（ファクシミリ投票）	×	○ （選挙人名簿登録証明書で代用）	○

※ 国民投票の期日の告示から登録基準日の前日までの間に出航する実習船に乗船し、登録基準日から国民投票の期日までに18歳に達する者については、基本的に投票できない。

- ・ 投票送信用紙を得てから出航する必要があるが、投票送信用紙の取得に必要な選挙人名簿登録証明書が取得できない。
- ・ 例外的に、国民投票の期日の告示以後に行われる選挙の選挙時登録（告示・公示の前日）が既に行われていれば選挙人名簿登録証明書が取得できる。

■日本国憲法 第九十九条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

■国会法 第百二条の六

日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。

■192-衆-憲法審査会-2号 平成28年11月17日

(日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件、特に憲法制定経緯と憲法公布七十年を振り返ってについて調査)

○中谷(元)委員 自由民主党の中谷元です。・・・その際、近代立憲主義の見地を踏まえて議論を進めることは当然の前提であります。そもそも、近代立憲主義とは、権力の分立により、また、基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であり、自民党も全面的にこれを肯定するものであります。

■192-衆-憲法審査会-3号 平成28年11月24日

(日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件、特に立憲主義、憲法改正の限界、違憲立法審査の在り方について調査)

○上川委員 おはようございます。自由民主党の上川陽子です。・・・この国の形が端的にあらわれている日本国憲法の基本原理、すなわち、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の変更は、憲法改正の限界を超えるものであると考えます。

○斉藤(鉄)委員 おはようございます。公明党の斉藤鉄夫です。

(略) 立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使のあり方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという、近代憲法の基本となる考え方と理解しております。・・・また、憲法が改正されたとして、その新憲法と現行憲法との同一性、一体性が疑われるような改正は限界を超えていると考えるのが自然ではないかと考えます。その同一性、一体性とは、日本国憲法の場合、基本的人権の尊重、そしてそこから導き出される国民主権と恒久平和主義の三原則が貫かれているかどうかだと思います。この三原則の原理を損なうような変更は、憲法改正の限界を超えたものと公明党は考えています。

(別紙)

過去の憲法審査会における旧民進党会派の要求事項

●平成28年

いわゆる「昭和47年政府見解」の中に憲法9条の下で集団的自衛権行使を容認する法理が存在するのかどうかについて、当見解の作成者の議事録などを基に憲法審査会において検証すること

【28.11.16審査会 小西洋之君(民進)要求】

●平成29年

憲法9条の制定過程を調査するため、参考人質疑を行うこと

【29.12.6審査会 風間直樹君(民進)要求】

昭和21年の吉田茂総理の答弁趣旨を「自衛権を放棄したものではない」等とする数日後の吉田総理自身の答弁等及びその後の政府答弁の会議録を全委員に配付すること

【29.12.6審査会 小西洋之君(民進)要求】

昭和47年政府見解に作成当時から限定的な集団的自衛権行使を合憲とする9条解釈の基本的な論理が存在するとの政府の主張が事実がどうか、しっかりと幹事会で議論すること

【29.12.6審査会 小西洋之君(民進)要求】

立憲主義と憲法の定める平和主義についての各党の見解をしっかりと幹事会で議論すること

【29.12.6審査会 小西洋之君(民進)要求】

●平成30年

国民投票運動における有料のテレビCM、ラジオ広告等の在り方について、規制を求める民間団体、放送当業者等を招致して参考人質疑を行うこと

【30.2.21審査会 浜口誠君(民進)要求】

日米地位協定の合憲性について、国民の基本的権利の尊重等の観点から審査会で議論すること

【30.2.21審査会 石橋通宏君(民進)要求】

平和主義及び立憲主義の各党各会派の見解、日米地位協定の在り方について審査会で議論すること

【30.2.21審査会 小西洋之君(民進)要求】

日米安保条約3条と憲法9条及び安保法制の関係、同条約6条が定める米国の基地使用に係る事前同意の実態を審査会で議論すること

【30.2.21審査会 小西洋之君(民進)要求】

昨年12月6日の審査会における民進党・新緑風会の代表意見にある臨時会の召集義務違反、解散権の濫用並びに昭和47年政府見解に作成当時から限定的な集団的自衛権行使を合憲とする9条解釈の基本的な論理が存在するとの政府の主張等の違憲問題について審査会でしっかりと調査すること

【30.2.21審査会 小西洋之君(民進)要求】

憲法改正手続法改正案の附帯決議に基づき、国民投票における最低投票率制度導入について審査会で議論すること

【30.2.21審査会 浜口誠君(民進)要求】

憲法の「平和主義」について

■平和主義及び憲法前文の趣旨等に関する質問に対する答弁書

(答弁書第一六号 内閣参質一八八第一六号 平成二十七年一月九日)

憲法の基本原則の一つである平和主義については、憲法前文第一段における「日本国民は、・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分とその立場に立つことを宣明したものであり、憲法第九条がその理念を具体化した規定であると解している。

■第131回国会参議院予算委員会 - 3号 平成06年10月18日

○政府委員（大出峻郎君・内閣法制局長官）・・・日本国憲法前文はそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持っているとするのが、これが学説における通説的な考え方であろうかと思ひます。政府といたしましても、従来からそのような理解をしてきておるところであります。

■日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、**政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。**そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

昭和47年政府見解

昭和四十七年一月五日起草 昭和四十七年一月七日決版 主査 早坂

長官 第一部長 参事官 参事官補

次長 総務主幹

集团的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会(昭四七、九、一四)から提出要求があった標記の件について、別紙のとおりとりまとめのうえ、これを同委員会に提出してよろしい。

内閣法制局

御高裁を仰ぎます。

(備考)

外務省と協議済である。

内閣法制局

参議院決算委員会要求資料

集团的自衛権と憲法との関係

(参決委(昭四七、九、一四)に行けり水口議員要求の資料)

国際法上、国家は、この中より集团的自衛権を有し、自国と連帯関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃せられて、なにかかりつうす、実力をもちて阻止すること
が正当化されるという地位を有してゐるものと見られており、
国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約

内閣法制局
昭和四十七年十月四日

第五條(C)、日本国とアメリカ合衆国とが向の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソシエト社会主義共和連邦(連邦)との共同宣言第三段の規定は、この国際法の原則を宣明したものと認められる。そして、わが国が右の集团的自衛権を有してゐることは、国家である以上、当然と
いはなければならぬ。

と、こうで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法

上集团的自衛権を有し得るとして、国権の発動として
 これを行使することは、憲法の承認する自衛の措置
 の限界と、こゝろものであつて許されないのである。
 て、この、これは次のような考へ方に基づくものである。
 憲法第九條は、同條に、わが國の戦争を放棄し、
 わが國の戦力の保持を禁止して、前文において
 全世界の國民が、平和のうちに生存する権利を有する

ことを確認し、また、第一三條が、生命、自由及び幸
 福追求に対する國民の権利については、……、国政の上で、
 最大の尊重を必要とする、首を定めて、ることから
 も、
 わが國のみならず、わが國の存立を全うし得る
 民が平和のうちに生存することをも放棄して、ないであらう
 自國の平和と安全を維持しその存立を全うする
 ために必要な自衛の措置をとること、
 禁じて、らと

は、あくまで、外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由
 無制限に認めらるゝとは、解されないのであつて、それ
 その基本原則とする憲法が、右にいう自衛ののための措置を
 及び幸福追求の権利が根底からくつつかえられらるゝ
 急迫、不正の事態に対処し、國民のこれら権利
 利を守るための止むを得ない措置としてはじめに承認
 されるものであるから、

その措置は、右の事態を排除するためとされる必要最少
 限度の範囲にとどまるべきものである。そうにとすに
 は、わが憲法の下で武力行使を行なうことか許される
 のは、わが國の領土又は領民に対する急迫、不正の
 侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他
 國に加えられれば武力攻撃を阻止することをその内容
 とする集团的自衛権の行使は、憲法上許されないので、
 わが國を保全し、

○説明員（吉國一郎君） 先ほど憲法第十三条と申し上げましたが、その前に、前文の中に一つ、その前文の第二文と申しますか、第二段目でございますが、「日本国民は、恒久の平和を念願し、」云々ということがございます。それからその第一段に、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」ということで、この憲法を制定いたしまして、さらに憲法第九条の規定を設けたわけでございます。その平和主義の精神というものが憲法の第一原理だということは、これはもうあらゆる学者のみんな一致して主張することでございます。そして「日本国民は、恒久の平和を念願し、」のあとのほうに、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」ということで、平和主義をうたっておりますけれども、平和主義をうたいまして、**武力による侵略のおそれのないような平和社会、平和的な国際社会**ということを念願しておりますけれども、現実の姿においては、残念ながら全くの平和が実現しているということは言えないわけでございます。で、その場合に、**外国による侵略に対して、日本は全く国を守る権利を憲法が放棄したものであるかどうか**ということが問題になると思います。そこで国を守る権利と申しますか、自衛権は、砂川事件に関する最高裁判決でも、自衛権のあることについては承認をされた。さらに進んで憲法は一十三条を引用いたしましたのは、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」ということで、個人の生命、自由及び幸福追求の権利を非常に重大な価値のあるものとして、第十三条は保障しようとしているわけでございます。そういうことから申しますと、**外国の侵略に対して平和的手段、と申せば外交の手段によると**と思いますが、外交の手段で**外国の侵略を防ぐ**ということについて万全の努力をいたすべきことは当然でございます。しかし、それによっても**外国の侵略が防げない**こともあるかもしれない。これは現実の国際社会の姿ではないかということになるかと思いますが、その防げなかった侵略が現実に入った場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「**生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利**」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、**自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、**というのが憲法第九条に対する私どものいままでの**解釈の論理の根底**でございます。その論理から申しまして、**集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が—日本とは別なほかの国が侵略されている**ということは、**まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではない**ということで、**まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ、**という説明からそうなったわけでございます。

「昭和47年見解」作成の角田氏(元法制局長官)の証言



2015.8.28
週刊朝日

「日本が侵略されていないときにどうなる、なんて議論は当時なかった。
これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っていなかった。いやあ、よく掘り出したものだね。」

2017.9.20
東京新聞
一面

「外国に対する武力攻撃に対して日本が参加するなど、夢にも思っていなかった。」

出典:週刊朝日及び東京新聞より小西洋之事務所作成 令和3年6月9日 参議院憲法審査会 立憲民主・社民 小西洋之

安保国会での「S47政府見解の読み替え」全否定陳述

濱田邦夫 元最高裁判所判事 2015/9/15

違憲です。**法匪**という、**あしき例**である
とても法律専門家の検証に堪えられない。

読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、**裁判所に行っ
て通るか**という**と、それは通らない**。

宮崎礼壹 元内閣法制局長官 2015/6/22

いわば黒を白と言いくるめる類いと言うしかありません。
憲法九条に違反し、速やかに撤回されるべき。

伊藤真 日弁連 憲法問題対策本部副本部長 2015/9/8

四十七年意見書の当時から**限定された集団的自衛権**は認められていたというようなことは、**あり得ません**。当時の**吉國長
官答弁**及び**防衛庁政府見解**によって**完全に否定**されている

2016年 (平成28年)

9月19日

月曜日

敬老の日



第3種郵便物認可

社説

Editorials

安保法1年

まだ「違憲」のまままだ

1年前のきよう未明、全国各地での反対行動のなかで、集団的自衛権の行使を認める安全保障関連法が成立した。

「違憲法制」との批判に対し、安倍首相は「これから粘り強く説明を行っていきたい」と語った。だが、その後の姿勢はその言葉とはほど遠い。

野党5党が国会に提出した廃止法案の審議に与党は応じなかった。夏の参院選でも首相ら与党幹部の言及は限られた。

一方で、自衛隊は安保法による新任務の訓練を始め、政府は着々と運用に動きだしている。

この1年、北朝鮮は核実験やミサイル発射を重ね、中国の軍拡や海洋進出も続く。日本周辺の情勢をみれば、安全保障環境は厳しさを増している。

だが安保法の違憲の疑いは、1年たったからといって晴れるわけではない。参院選で与党が

勝っても、廃止を訴えた野党が負けても合憲にはならない。

安保法については違憲訴訟が続いている。自衛隊は世論の後盾を欠いたまま任務の遂行を求められる。そんな事態は避けねばならない。

なぜ「違憲」なのか。国会審議をおさらいしておく。

政府は一貫して「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」との立場をとってきた。2年前に一転して「行使できる」と唱え始めたときの論拠は、集団的自衛権と憲法との関係を整理した1972年の政府見解だ。

ところが、この見解の結論は「集団的自衛権は行使できない」なのだ。その文章を変えることなく、解釈を百八十度ひっくり返した。

理由を問う民進党の小西洋之参院議員らに、内閣法制局長官は「(見解の中)行使容認の(」

法理としては当時から含まれていた」と答えた。

けれど、72年以降の歴代政権も内閣法制局幹部も「行使はできない」と答弁し続けてきた。昨夏の週刊朝日の取材に、72年当時の幹部は「これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っていなかった」と語っている。

政府の説明は説得力を欠く。安保法の成立時に、安倍首相は「時がたてば間違いないと理解は広がっていく」と述べた。

だが、朝日新聞の今春の世論調査では、安保法が憲法違反と思う人は50%、違反していないと思う人は38%。安保法に賛成の人は34%、反対は53%。国民は納得していない。

政府が安保法の運用に向かうなか、臨時国会が26日に始まる。憲法審査会でも他の委員会でもいい。与野党は安保法を改めて論じあうべきだ。

2016・9・19

東京新聞

中日新聞東京本社
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号
〒100-8505 電話 03(6910)2211

安全保障関連法の成立から一
年、「遺憾立法」の疑いは消え
ず、既成事実化だけが進む。戦
後日本の平和主義とは何か。そ
の原点に立ち返るべきである。

与野党議員が入り乱れた混乱の
中、安倍政権が委員会採決を強行
して、昨年九月十九日に「成立」し
た。強硬な安保関連法が、今年三
月に施行され、参院選後の八月に
は自衛隊が、同法に基づいて新たな
任務に関する訓練を始めた。

他国認めぬ政府解釈
七月の参院選では、安全保障法
の廃止や平和主義の回復を訴えた
民進、共産両党は、自衛隊を、自
民、公明両党の与党側が圧倒した
が、その一方で、安保関連法

2016・9・20

社説

法の合憲性が認められたと考える
のは早計であろう。
同法には、「救の力」を理由と
して見過ごすわけにはいかない違
憲性があるからだ。

安保関連法には、武力で他国を
守ったり、他国同士の戦争に参加
する「集団的自衛権の行使」に該
当する部分が含まれている。
安倍内閣は二〇一四年七月一日
の閣議決定に基づいて

自衛隊もそのだが、
歴代内閣が長年にわた
って憲法違反との立場
を堅持してきた「集団
的自衛権の行使」を
なぜ一内閣の判断で合
法化するのか。

憲法の法的安定性を損ない、戦
後日本が貫いてきた安保政策の根
幹を揺るがせる。この批判は免れな
い。成立が二一年ぶりで、多
くの憲法学者や専門家が、安保関
連法を「憲法違反」と指摘し、違
憲の法と断言している。

現行憲法がなぜ集団的自衛権の
行使を認めていないと言えないの
か、あらためて検証してみよう。

血肉と化する専守防衛

戦後制定された日本国憲法は九
条で、戦争や武力の行使、武力に
よる威嚇について、国際紛争を解
決する手段として永久に放棄す
ることを定めている。

ある自衛隊を持つには違わぬが、
自衛権の行使は、日本防衛のため
の必要最小限の範囲にとどめる
「専守防衛」を貫いてきた。

この法は、日本国憲法第二百十
万人の犠牲を出して、交戦国として
まらぬ。近隣諸国でも多大な犠牲
を強いた先の大戦に対する痛切な
反省に基づいて、国際的な慣習と言
っていいであろう。

違憲性は拭い去れない

安保法成立一年

自国と密接な関係にある外国に
対する武力攻撃を、自国が直接接
撃されているにもかかわらず、
実力で阻止する集団的自衛権に
ついて、主権国家として有してい
るが、その行使は専守防衛の範

し、安保内閣は日本が直接
攻撃を受けていないことを「わが國の
存立が脅かされ、國民の生命、自由
および幸福追求の権利が根底から
揺るがれる明白な危険がある場合」
には集団的自衛権の行使が可能だ
と、憲法を解釈変更していった。

その根拠とするのが、内閣法制
局が一九七二年十月十四日に参院
決裁委員会に提出した資料「集団
的自衛権と憲法との関
係」だ。

「わが國は、自衛権
行使の要件として、他
國」の攻撃から「わが
國」が受けてくること
を要する。攻撃対象が他國であって
も、自衛権を行使する場合はある
と解釈し、「法理として他國の
行為」に「自衛権」が認められること
は、(集団的自衛権)の行使に必要
と主張している。

開き、許されなかった。この法は
が歴代内閣の立場である。
日本に対する武力攻撃は実力で
排除しても、日本が攻撃されてい
ない限り、海外で武力を行使する
ことはない。日本国民の血肉とな
る日本に、日本が攻撃されて、戦後
の日本に留まると、実力組織で

しかし、安保内閣は日本が直接
攻撃を受けていないことを「わが國の
存立が脅かされ、國民の生命、自由
および幸福追求の権利が根底から
揺るがれる明白な危険がある場合」
には集団的自衛権の行使が可能だ
と、憲法を解釈変更していった。

その根拠とするのが、内閣法制
局が一九七二年十月十四日に参院
決裁委員会に提出した資料「集団
的自衛権と憲法との関
係」だ。

「わが國は、自衛権
行使の要件として、他
國」の攻撃から「わが
國」が受けてくること
を要する。攻撃対象が他國であって
も、自衛権を行使する場合はある
と解釈し、「法理として他國の
行為」に「自衛権」が認められること
は、(集団的自衛権)の行使に必要
と主張している。

開き、許されなかった。この法は
が歴代内閣の立場である。
日本に対する武力攻撃は実力で
排除しても、日本が攻撃されてい
ない限り、海外で武力を行使する
ことはない。日本国民の血肉とな
る日本に、日本が攻撃されて、戦後
の日本に留まると、実力組織で

の是非作成に関わった人は、集団
的自衛権を想定したものでない
ことを証明している。

国会での長年にわたる議論を察
して、確立した政府の憲法解釈には重
みがあり、一内閣による恣意的な
解釈が認められなければならない
と、それを許せば、国民が憲法を通じ
て権力を行使する平和主義の根幹が
揺るぎ、安保内閣の手法は、歴史的
の検証には到底、耐えられない。

憲法の危機を直視せよ
日本の安保政策を、専守防衛と
いふ本来の在り方に戻すには、集
団的自衛権の行使を認めない閣議決
定を撤回し、安保関連法を全面的
に見直す必要がある。

安保政権は、自民党が悲願とし
てきた憲法改正に向けて、衆参両
院に置かれた憲法審議会の設置を
追加させた。その方向の「憲法改
正」の具体的な憲法審議会の設置に
ついては、与野党でも「憲法

の危機」を認識するべきである。

出典：東京新聞社説
(平成28年9月20日)より
小西洋之事務所作成
令和3年6月9日 参議院憲法審査会
立憲民主・社民 小西洋之

■参院憲法審査会 民進党会派代表意見 平成 29 年 12 月 6 日（抜粋）

○白眞勲君 会派を代表いたしまして発言をさせていただきます。（略）

安倍政権による立憲主義の破壊の最たるものは安保法制です。集団的自衛権行使の解釈変更は、いわゆる昭和四十七年政府見解の恣意的な読替えという、法解釈ですらない不正な手口による絶対の憲法違反であることは既に完全に立証されています。

そうした中、安倍総理は、本年五月に、九条一項、二項は変えずに、すなわち従来の政府解釈は維持したまま自衛隊を明記すると発言し、さきの総選挙の自民党公約でも自衛隊の明記が記載されました。（略）

しかし、安倍総理の唱える自衛隊明記の改憲は、昭和四十七年政府見解の中に限定的な集団的自衛権行使を許容する憲法九条解釈の基本的な論理が存在するという解釈変更の不正行為の虚偽で再度国民をだまして行われる立憲主義の破壊的行為とも言えるべきだと私は思います。これは、法的には憲法九十六条等に違反するものと解され、政治的には国民に対するうそつき改憲であり、押し付け憲法論どころではないだまされ憲法論という、克服不能な大混乱を生じる究極の暴挙と考えられ、到底許されるべきものではありません。

民進党は、自衛隊を合憲と考えています。（略）

我が憲法審査会は、良識の府参議院の存立に向けて、国民のための憲法保障機能を全うする必要があります。現行憲法を正しく評価し、その上で立憲主義と憲法を守ることが今求められています。

民進党は、憲法前文に規定される平和主義などの基本原理は堅持されるべきであり、自由と民主主義とを基調とした立憲主義は断固として守るべきこと、そのために、憲法審査会で徹底した憲法違反の調査もまた改憲論議の前提として審議を尽くすことを述べて、終わりとさせていただきます。

ありがとうございました。

■参院憲法審査会 民主党会派代表意見 平成 28 年 11 月 16 日（抜粋）

○白眞勲君

特に、この集団的自衛権の解釈変更は、いわゆる昭和四十七年政府見解の恣意的な読替えという、法解釈ではない単なる不正の手口によるものであることが安保国会で完全に立証されていると感じます。

つまり、安倍内閣は、解釈変更の唯一の合憲の根拠として、昭和四十七年政府見解の中に限定的な集団的自衛権行使を容認する憲法九条解釈の基本的な論理が明確に示されていると主張していますが、この見解の作成者である吉國一

郎内閣法制局長官による、作成契機となった僅か三週間前の、憲法九条の下では個別的自衛権しか行使できず、集団的自衛権行使は違憲との国会答弁などからは、どこをどう読んでも安倍内閣の読替えは正当化し得ないのであります。

この点、安保国会においては、濱田邦夫元最高裁判所判事が、日本語を普通に理解する人のみならず、法律的訓練を受けた専門家から見たならば、とてもそのような読み方はできない、読みたい人がそう読んでいるだけであって、裁判所に行って通るかといえば、通らない、法匪というあしき例であるなどと陳述し、宮崎礼壹元内閣法制局長官においても、黒を白と言いくるめる類いなどと述べ、それぞれ明確に違憲と断じているのであります。

ここで先輩、同僚議員の皆様申し上げます。

私たち全国会議員は、憲法九十九条によって憲法尊重擁護義務を負っています。そして、国会法百二条の六は、憲法審査会の役割を、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行うとしています。すなわち、我が国の憲法審査会は、改憲の議論の前に、そもそも憲法違反や立憲主義、法の支配の在り方を調査する委員会であらなければならないのであります。

この点、自民党及び公明党も賛成の上、成立した平成二十六年六月十一日の我が参議院憲法審査会の附帯決議第一項及び第二項については、立憲主義及び国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の基本原則に基づいて徹底的に審議を尽くすと明記し、これら憲法と国会法の条項の趣旨を我が審査会の任務として明記しているのであります。

法解釈ではない不正の手口による解釈変更とそれに基づく安保法制を放置して、我が憲法審査会が改憲の議論を行うことは絶対に許されません。私は、良識の府、参議院の存立に向けて、我が憲法審査会が国民のための憲法保障機能を全うするよう皆様に呼びかけていくつもりであります。